

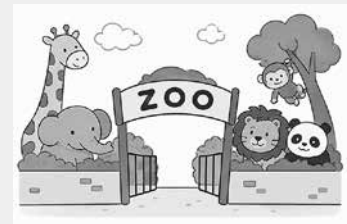
令和8年度 浦臼町社会教育事業 ちびっこあつまれ！バス遠足参加者募集



参加者募集!!

お子さん達が大好きなバスに乗って、
みんなで旭山動物園へ行きませんか？

開催期日 9月12日(土)
行き先 「旭山動物園」を自由見学 帰り時間：16時00分予定
集合 8時20分 役場前
募集対象 1歳半から就学前の幼児と保護者、その兄弟姉妹。
(お子さんの把握、お世話は保護者の方をお願いします。)
定員 15名
参加申込期限 9月1日(火)



お申込み 教育委員会社会教育係 電話：0125-68-2166

※昼食は各自自由に取りますので、お弁当持参またはレストランをご利用ください。
※旭山動物園の入館料は、自己負担となります。

スマホ教室を開催します！

- ・スマホを持っているけれど、使い方がよくわからない。
- ・スマホをもっと便利に使いこなしたい。

そんな方を対象にスマホ教室を開催いたします。ご参加お待ちしております。

日時：1回目 8月21日(金)・2回目 8月28日(金)
いずれも13時00分～14時50分

場所：役場2階 第2会議室

定員：10名(先着順) ※スマホをお持ちの方が対象です。

内容	8月21日(金) 初心者向け	①Googleカレンダーを使おう (毎日の安心に繋がるアプリ) ②スマホを安全に安心して使おう
	8月28日(金) 中級者向け	①LINEアプリを使おう (LINEの機能を知って楽しく使おう！) ②ChatGPTを使おう (話せるAI、あなたと一緒に考えます)

※どちらか1日のみの参加も大歓迎です。お気軽にお申し込みください。

参加費：無料

講師：江別パソコン利用研究会

申込方法：**8月14日(金)**までに下記申込先まで電話にてお申し込みください。

申込先・お問い合わせ 総務課企画係 電話：0125-68-2111



第26期農業委員会委員任命

農業委員会委員の改選により、7月21日に、町長から第26期農業委員会委員に辞令書が交付されました。

その後、第1回総会が開催され、会長に石井文彦氏、職務代理に則本洋希氏が決定しました。なお、任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間です。

第26期 浦臼町農業委員会委員名簿

(議席番号順)

地区	役 職	氏 名
鶴 沼 地 区	職務代理・鶴沼地区委員長	則本 洋希
晩生内地区		鎌田 和久
晩生内地区		大塚 秀司
浦 臼 地 区		江上 教之
鶴 沼 地 区	鶴沼地区副委員長	田村 将人
浦 臼 地 区	浦臼地区副委員長	土橋 直生
晩生内地区	晩生内地区委員長	古橋 優一
浦 臼 地 区	浦臼地区委員長	石橋 和博
浦 臼 地 区		西島 一洋
晩生内地区	晩生内地区副委員長	柴田 勉
浦 臼 地 区		砂場 聡子
鶴 沼 地 区		加藤 幸嗣
鶴 沼 地 区	会長	石井 文彦



8月は住民税（第2期）と国民健康保険税（第2期）の納付月です

納期限

8月31日（月）まで

お手元に届いている納付書によって納期限までに納付してください。口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日引き落としします。やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限の日以前に必ず役場税務係までご相談ください。

今年度から納付書に印刷されているQRコードをスマートフォンなどで読み取りキャッシュレス納付もできます。詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください。



(地方税お支払いサイト)

お問い合わせ 住民課税務係 電話：0125-68-2112

令和8年度の介護保険料をご確認ください

8月中旬に「令和8年度介護保険料決定のお知らせ」を送付いたします

介護保険制度は、国、道及び広域連合（市町）が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるよう、介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んだ上で介護保険事業計画を策定し、決定しています。

介護保険料基準額：年額65,400円（月額5,450円）

段 階	対 象 者	算定基準	年間保険料
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、または前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が82.65万円以下の方	基準額×0.285	18,639円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が82.65万円以上120万円以下の方	基準額×0.485	31,719円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方（第1、2段階以外の方）	基準額×0.685	44,799円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が82.65万円以下の方	基準額×0.9	58,860円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている方（第4段階以外の方）	基準額	65,400円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	78,480円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	85,020円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	98,100円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	111,180円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	124,260円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	137,340円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	150,420円
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	156,960円

◎所得の申告をお忘れなく

空知中部広域連合では介護保険法に基づき、構成市町から皆さんの所得情報を得て、本人及び世帯員の市町村民税の課税状況と所得等を基に介護保険料を算定しています。所得が未申告ですと正しい介護保険料の算定ができません。未申告の方は、お住まいの市町村民税窓口で所得申告をお願いします。

◎介護保険料が未納だと・・・

介護保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて、介護サービスを利用しようとするときに給付に制限を受けます。必ず納期限内に納めてください。

◎【令和8年度限り】令和7年度税制改正に伴う令和8年度の介護保険料の算定について

令和7年度の税制改正により、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円へ引き上げられましたが、令和8年度の介護保険料においては、従前の控除額と同額に調整して計算します。また世帯の住民税課税状況の判定においても、同様に調整して介護保険料を算定します。